

はじめに

「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月1日閣議決定）では、持続可能な社会は「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」追求されています。すなわち、地球温暖化問題に対応し、化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる「低炭素社会」にむけた取組が必要です。また、廃棄物等の発生を抑制し、循環資源の利用などの取組により、環境への負荷をできる限り少なくする「循環型社会」を目指した取組が必要です。さらに、生物多様性が適切に保たれ、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」の構築が必要です。

このような流れの中で、環境教育はますます重要なものになっています。平成18年（2008）12月22日に公布・施行されました新しい教育基本法では、教育の目標の一つとして「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」（第二条第四号）とする規定が盛り込まれました。学習指導要領が教育基本法等の理念を踏まえたものであることから、新しい学習指導要領（平成20年3月告示）では「生命を尊重、自然環境が人々の生活に与える影響、持続可能な社会の構築のための環境保全の取組、家庭生活と環境との関連などの学習を充実」とさらなる環境教育の推進が要請されています。

学校教育では「身の回りの環境とのかかわりを通して豊かな感性と自然を大切にすることを育て、自然と人間との関係についての理解を深める」とともに、「体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるなど指導方法を工夫し、よりよい環境づくりについて、多面的、総合的にとらえ、主体的に実践する態度の育成に努める」（学校教育指針）ことが課題です。

その課題解決のため、各校園においては、総合的な学習の時間をはじめ、各教科や道徳、特別活動などの教育活動全般を通じて環境教育の推進を図っていただいているところです。

このような各校園での環境教育の充実を支援するため、この環境教育指導資料を作成しました。本年度は、学校ビオトープ実践校にお願いした「学校ビオトープ等の活用に関する調査」の結果や環境教育研究実践校園の実践紹介などを大阪市教育センターのホームページ上で掲載しました。

「保護」から「保全」へ、「環境問題学習」から「体験的学習による課題解決への具体的な行動」へと環境教育の質的な変容が求められるなか、環境に配慮した行動をとることができる子どもたちを育成するために、この環境教育指導資料を活用することをお願いいたします。

平成21（2009）年3月

大阪市教育委員会